

平成24年度鹿児島県原子力防災訓練の概要

1 目的

福島第一原発事故の教訓を踏まえて県及び関係市が策定した原子力災害対策暫定計画に基づく広域避難などの実動訓練を実施し、原子力防災対策に係る関係機関相互の連携強化や地域住民の防災意識の向上を図る。

(昭和58年度から実施しており、今回で28回目)

2 日時

平成24年 8月11日(土) 7時00分～15時00分

3 主催

鹿児島県，薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，原子力安全・保安院
川内原子力保安検査官事務所

4 場所

薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，始良市，鹿児島市，南九州市他

5 参加機関等

参加機関数：123機関(予定)

参加人員：約11,000人(予定)

6 訓練の概要

(1) 今年度訓練の特徴(新実施項目等)

- ・事故の事象の悪化に迅速に対応して、段階的に、5km圏域、10km圏域、20km圏域の住民を20km圏外に避難
- ・発電所からの通報にメールの使用や電話・携帯電話が使用できない場合の衛星電話の使用
- ・事故情報等を県内全市町村及び熊本県、宮崎県に拡大し連絡
- ・空中モニタリング等移動測定を組み合わせた広域的な緊急時環境放射線モニタリングの実施
- ・避難先の市町に設置した救護所における緊急被ばく医療措置の実施
- ・ツイッターやエリアメールも活用し、多様な手段の駆使により住民に情報を伝送
- ・自衛隊緊急派遣による避難車両の除染と避難住民の二次除染

(2) 訓練想定

九州電力(株)川内原子力発電所2号機は、通常運転中、地震の影響により原子炉が自動停止する。

さらに地震・津波の影響により全交流電源が喪失し、蒸気発生器への給水機能が喪失、原子炉水位が低下し、炉心熔融の恐れが生じる。その後、格納容器の圧力が上昇し放射性物質が放出される事態に至る恐れがあることから、県、関係市及び関係機関は国と連携して、原子力災害対策暫定計画及び地域防災計画に基づく諸対策を実施する。

・訓練種目及び内容

番号	訓練種目名	訓練内容
1	緊急時通信連絡訓練	異常事象の通報、関係機関間の通信連絡
2	災害対策本部等設置・運営訓練	県及び関係市の災害警戒本部、災害対策本部の設置、会議の運営、各種対策の検討等
3	現地災害対策本部設置・運営訓練	県の現地災害対策本部の設置、会議の運営、応急対策の実施等
4	オフサイトセンター一斉招集、通信連絡訓練	オフサイトセンター立ち上げのための緊急通信連絡
5	要員搬送訓練	県消防・防災ヘリコプターによる県現地災害対策本部要員の搬送
6	緊急時環境放射線モニタリング訓練	緊急時環境放射線モニタリングの実施、実施結果の解析及び評価等
7	住民等に対する広報訓練	広報車、警察車両、防災行政無線、ツイッター、エリアメール等による住民・一時滞在者等への情報伝達
8	避難誘導訓練	防護対策実施区域住民等の20km圏外への避難・誘導、屋内退避の広報、避難所の開設、運営等
9	緊急被ばく医療措置訓練	救護所の開設、避難者に対するスクリーニング・簡易除染、安定ヨウ素剤の搬送、健康相談窓口の設置等
10	警戒警備・交通規制訓練	警察車両による避難車両の先導、交通誘導、防護対策実施区域における警戒警備、立入制限及び交通規制等
11	自衛隊緊急派遣訓練	要員派遣、避難住民の搬送支援、車両除染、避難者に対する二次除染、衛生支援等
12	海上警戒警備・交通規制訓練	海上モニタリング支援、海上の警戒警備、船舶等に対する通報、漁業無線による漁船への通報等
13	発電所における緊急安全対策訓練	全交流電源喪失時の対応訓練

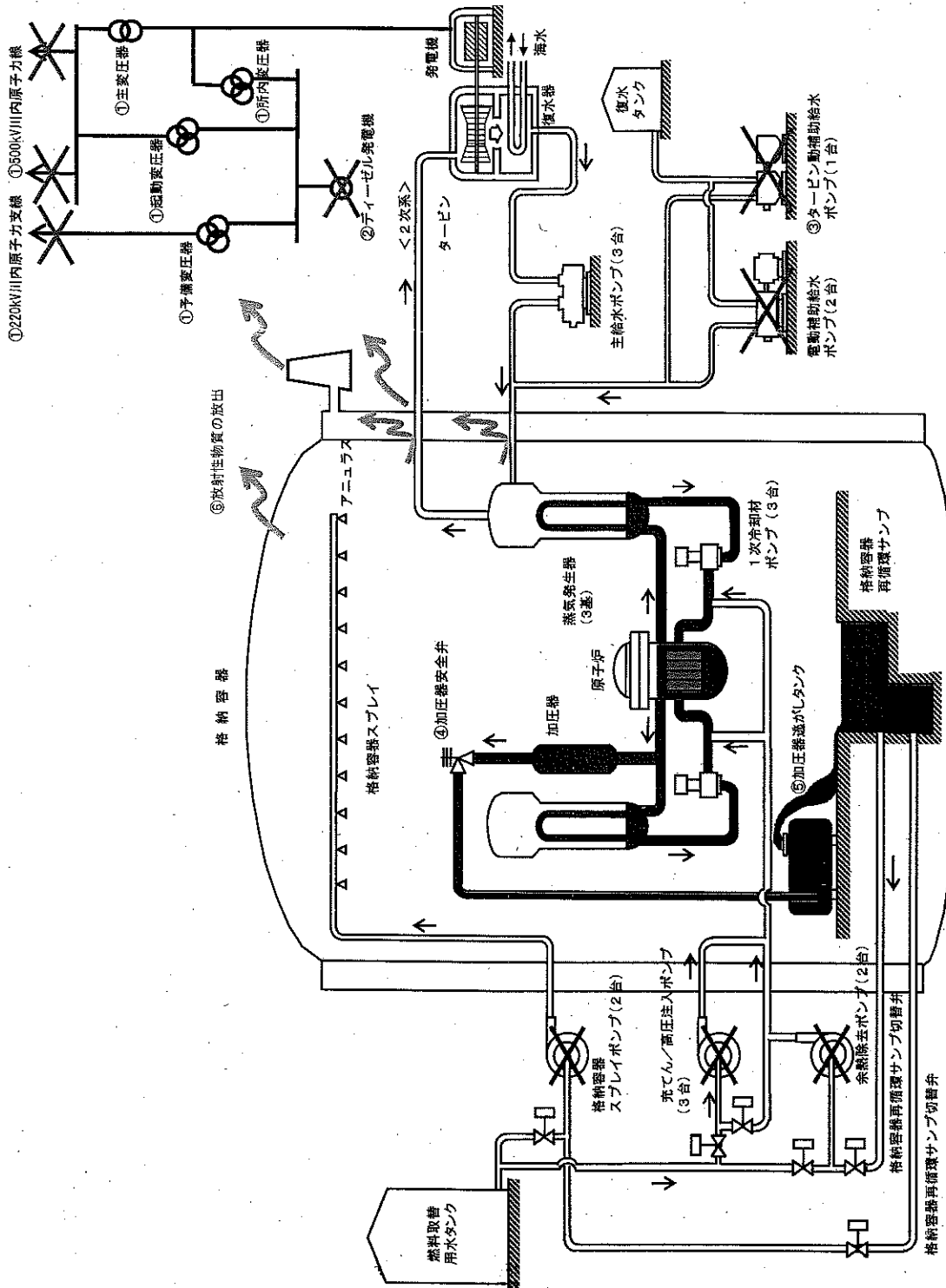
7 訓練の中止

災害の発生または災害の発生のおそれがあり、その対策を講じる必要があると判断されたときには、訓練を中止することがある。

(参考) H24年度の原子力防災訓練参加者の内訳(予定)

区分	人員	
避難訓練	地域住民	470人
	福祉施設入所者等	10人
屋内退避訓練	福祉施設、病院、保育園の入所者等	9,000人
現地訓練		1,200人
通信連絡訓練		180人
合計		10,860人

平成24年度 鹿児島県原子力防災訓練想定事故（概要）



【事故の進展状況】

- 1 地震発生により、原子炉が自動停止する。
- 2 地震により、鉄塔等が倒壊し、①が絶電源が喪失する。
- 3 津波により、②非常用ディーゼル発電機が全故障停止し、全交流電源喪失となるが、③タービン駆動補助給水ポンプにより蒸気発生器への給水は確保される。
- 4 ④タービン駆動補助給水ポンプが故障停止し、蒸気発生器への給水機能が喪失する。
- 5 2次系による除熱機能喪失により、1次冷却系の温度・圧力が上昇し、④加圧器安全弁が動作する。
- 6 ④加圧器安全弁の動作により、⑤加圧器遮断がしタンクへの流出が継続することにより、⑤加圧器遮断がしタンクのラプチャデバイスが破損し、1次冷却材が格納容器内に漏えいする。
- 7 全交流電源喪失のため、原子炉への水の注入（炉心の冷却）が来ず、炉心の露出・損傷に至った結果、発生した蒸気によって格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達する。
- 8 格納容器内の圧力が最高使用圧力を超え、⑤放射線物質が発電所周辺環境へ放出される。

- 【発電所通報】
- 第1報
 - 原子炉自動停止
 - 異常蒸気発生
 - 第2報
 - 全交流電源喪失
 - 原子力災害対策特別措置法第10条に基づき特定事象発生
 - 第3報
 - 蒸気発生器給水機能喪失
 - ECCS作動失敗
 - 原子力災害対策特別措置法第15条で定める原子力緊急事態発生
 - 第4報
 - 格納容器圧力上昇
 - 原子力災害対策特別措置法第16条で定める原子力緊急事態発生
 - 第5報
 - 敷地境界放射線量上昇
 - 原子力災害対策特別措置法第15条で定める原子力緊急事態発生